

施策目標 8 - 2 文化財の次世代への継承・発展

貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする。(18年度・22年度)

主管課(課長名)

文化庁伝統文化課(有松育子)、文化庁美術学芸課(課長:山崎秀保)、文化庁記念物課(課長:内藤敏也)、文化庁参事官(建造物担当)(苅谷勇雅)

関係課(課長名)

なし

評価の判断基準

判断基準	各達成目標の平均から判断(S=4、A=3、B=2、C=1として計算)。
	S=3.4以上~4.0
	A=2.6以上~3.4未満
	B=1.8以上~2.6未満
	C=1.0以上~1.8未満

平成18年度の状況

文化財の指定等については、文化財の指定等件数のうち近代の分野が増加している状況。

文化財の保存・継承については、地方公共団体の公有化率が増加している状況。

文化財の公開・活用の推進については、画像提供又はリンク参加館が増加し、また、情報検索及び情報収集システムの開発は計画どおり進捗している。しかし、英語版の公開が遅滞している状況。

文化財の保護継承・活用のための基盤整備については、平成19年度終了時点で、本研修を修了した学芸員が1名以上配置されている公開承認施設の割合が72%となることが見込まれており、平成18年度に実施した文化財行政講座の受講者からも受講が有意義であったとの回答が95.9%あった。

よって、施策目標8-2の下各達成目標については、各達成目標の平均が3.0であったことより、想定通り達成されている。

これらの達成目標を達成することで、「文化財の次世代への継承・発展」という点で国民生活により影響が現れたものと推論することができるが、これは、「文化による心豊かな社会の実現」という政策目標の達成に寄与しているものと言える。

なお、達成目標の結果は、A、A、B、Sとなり、 $(3+3+2+4) \div 4 = 3$ であった。

評価結果

A

今後の課題及び政策への反映方針

平成19年度においても、「指定」、「保存」、「活用」、「人材育成等基盤整備」を行うことで、貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする。

また、古墳壁画の保存対策として、高松塚古墳については恒久保存方針に沿って古墳から取り出された石室の壁画及び石材の修復を図り、キトラ古墳については剥ぎ取りを行った壁画の修復を図り、適切な保存及び活用に努める。

予算、機構定員要求等への考え方

平成19年2月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)」を踏まえ、引き続き、文化財の次世代への継承・発展を図る。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

「経済財政運営と構造改革に関する基本的な方針2006」

第4章安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

5.豊かな生活に向けた環境整備

・文化芸術について、経済・地域社会の活性化にも資するよう、学校・地域等において文化芸術に親しむ環境整備や人材育成、新しい文化芸術の創造、国際文化交流の推進、文化芸術支援活動の促進、文化財の保存・活用の強化等を図る。

関連達成目標

特になし

備考

特になし

政策評価担当部署の所見

・実物の文化財の公開・活用の推進に関する指標を設定することを検討すべき。

達成目標 8 - 2 - 1

保存が必要な文化財の状況を適切に把握し、その結果に基づいて、文化財のうち重要なものの指定等を積極的に行う。(18年度・22年度)

1. 評価の判断基準

各判断基準の結果の平均から判断する。(S=4、A=3、B=2、C=1と換算する。)

判断基準	近代分野の割合(伸び率)
	S = 3 ポイント以上
	A = 0~3 ポイント未満
	B = -3~0 ポイント未満
	C = --3 ポイント

2. 平成18年度の状況

平成18年度末現在の文化財の指定等件数(累積総数)は22,025件であり、そのうち近代の分野のものは24.1%と増加しており、想定通り達成している。

(指標・参考指標)

	14	15	16	17	18
文化財の指定、選定及び登録の件数(累積総数)	18,789	19,798	20,474	21,292	22,025
近代の分野の割合(%)	16.2	19.2	21.0	22.3	24.1

(評価に用いたデータ・資料等)

、(文化庁)

3. 評価結果

A

4. 評価結果の政策への反映方針

平成19年度においても、国が新たに指定等を行う文化財のうち、我が国の近代化の過程で生み出された貴重な文化遺産でありながらも、社会の変化のなかで急速に失われつつある近代の分野のものの指定等を積極的に行うことにより、文化財の保護対象の裾野を広げることを目指す。

予算、機構定員等への考え方

平成19年2月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本方針(第2次基本方針)」を踏まえ、引き続き、文化財の指定等を行う。

5. 主な政策手段

政策手段の名称 [18年度予算額(百万円)]	政策手段の概要	18年度の実績	20年度予算要求への考え方
文化財の指定等 [34,321百万円の内数]	文化財保護法に基づき、文化財の指定、選定及び登録を行い、保存及び活用のために必要な措置を講じている。	平成18年度は、733件の指定等が行われ、これにより文化財を保存し、かつ、その活用を図ることで、国民の文化的向上に資することができた。	継続

達成目標 8 - 2 - 2

文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復その他の保存に必要な措置を実施することにより、適切な状況で文化財を保存・継承する。(18年度・22年度)

1. 評価の判断基準

各判断基準の結果の平均から判断する。(S=4、A=3、B=2、C=1と換算する。)

判断基準	公有化の割合
	S = 60%以上
	A = 55 ~ 60%未満
	B = 50 ~ 55%未満
	C = 50%未満

2. 平成18年度の状況

公有化の割合が58.9%となっており、想定通り達成している。

(指標・参考指標)

	14	15	16	17	18
史跡等の公有化面積 (ha)	119	138	93	104	146
史跡等の公有地の割合 (%)	58.6	58.9	59.1	58.5	58.9

(評価に用いたデータ・資料等)

(文化庁)

3. 評価結果

A

4. 今後の課題及び政策への反映方針

史跡等に指定された地域内の土地等については、そこに所在する遺跡等を保護するため、現状変更許可制度により規制することとされている。史跡等の地方公共団体による買い上げは、史跡等の保存のための土地利用制限に対し、財産権尊重のためにとられる補償的措置として行われるものである。

平成19年度においても、地方公共団体が実施する公有化事業へ補助等を行うことで、史跡等の適切な保存、管理、整備及び公開を推進する。

予算、機構定員等への考え方

平成19年2月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)」を踏まえ、引き続き、文化財の保存・継承を図る。

5. 主な政策手段

政策手段の名称 [18年度予算額(百万円)]	政策手段の概要	18年度の実績	20年度予算要求への考え方
史跡等の公有化 [15,124百万円]	土地利用制限を受けている史跡等の土地所有者の要望に応えるとともに、史跡等の保護、その後の整備・活用に万全を期す。	平成18年度は、史跡等に指定している民有地のうち1,455,257㎡の公有化を行った。	継続

達成目標 8 - 2 - 3

文化財の特質やその適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて国民にわかりやすい形でその公開・活用を促進する。(18年度・22年度)

1. 評価の判断基準

各判断基準の結果の平均から判断する。(S=4、A=3、B=2、C=1と換算する。)

判断基準	システム開発(情報検索及び情報収集システムの改良)及び英語試行版公開の進捗状況並びに画像提供又はリンク参加館数
	S = システム開発等が計画どおり進捗し、画像提供等館が1,000館以上
	A = システム開発等が計画どおり進捗し、画像提供等館が600館未満
	B = システム開発等が計画どおり進捗せず、画像提供等館が600～999館以上
C = システム開発等が計画どおり進捗せず、画像提供等館が600館未満	

2. 平成18年度の状況

平成18年度末時点で画像提供又はリンク参加館が748であり、また、大きなシステム開発(連想検索システム等)は当初計画どおり進捗しているが、英語版の公開が遅滞しており、一定の成果が上がっているが、一部について想定どおり達成できなかった。

(指標・参考指標)

	14	15	16	17	18
文化遺産オンラインへの画像提供及びリンク参加館数	-	-	579	684	748

(評価に用いたデータ・資料等)

(文化庁)

3. 評価結果

B

4. 今後の課題及び政策への反映方針

我が国の良質で多様な文化遺産に関する情報を国内のみならず、海外にも発信する観点から、多言語で公開できるシステムを構築しているが、専門用語等の翻訳に時間がかかっており、未だ公開できていない状況である。

また、参加館についても当初予定していた1,000館に達しておらず、これは博物館長会議等で説明はしているものの、担当者まで話が入っていないことなどが原因として考えられる。

平成19年度には、文化遺産オンラインの本格運用を行うとともに、英語版の公開、参加館・参加団体及び検索対象情報の拡大を図るなど、引き続き情報提供の充実を図る。

予算、機構定員等への考え方

平成19年2月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)」を踏まえ、引き続き、文化財の公開・活用を促進する。

5. 主な政策手段

政策手段の名称 [18年度予算額(百万円)]	政策手段の概要	18年度の実績	20年度予算要求への考え方
文化遺産オンライン構想の推進 (109百万円)	総務省と連携し、文化遺産のアーカイブ化を推進する。	平成18年度は、利用者の声を反映したシステム開発(連想検索システム等)を行うとともに、新たに64館の参加を得ることができた。	継続

達成目標 8 - 2 - 4

専門的機関やNPOなどとの適切な連携協力の促進、文化財に携わる人材の確保と資質の向上、文化財保護に関する国民への普及活動等を通じて、文化財の保護継承・活用のための基盤を整備する。
(18年度・22年度)

1. 評価の判断基準

各判断基準の結果の平均から判断する。(S=4、A=3、B=2、C=1と換算する。)

判断基準 1	研修を修了した職員が1名以上いる公開承認施設の割合(伸び率) S = 15 ポイント以上 A = 10 ~ 15 ポイント未満 B = 0 ~ 10 ポイント未満 C = それ以下
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

判断基準 2	受講者アンケートで、受講して大変参考になった・参考になったと回答した人の割合 S = 80%以上 A = 70%以上 B = 60%以上 C = 50%未満
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------

2. 平成18年度の状況

平成19年度終了時点で、本研修を修了した学芸員が1名以上配置されている公開承認施設の割合は72%であることが見込まれることから、想定した以上に達成されている。

平成18年度の文化財行政講座の受講者から、受講して大変参考になった・参考になったという回答が95.9%あったことから、想定した以上に達成されている。

(指標・参考指標)

	14	15	16	17	18
公開承認施設のうち、文化財の保存・活用に関する研修会の修了者が1名以上いる割合(%)	-	38	-	57	-
受講者アンケートで、受講して大変参考になった・参考になったと回答した人の割合(%)				92.3	95.9

(評価に用いたデータ・資料等)

、(文化庁)

3. 評価結果

S

4. 今後の課題及び政策への反映方針

現在、文化審議会文化財分科会企画調査会において、「国民の文化財保護への理解と参加を促進するための施策」について検討を行っているところであり、平成19年7月に中間まとめを行う予定である。その中間まとめを踏まえ、専門機関等との連携協力、文化財保護に関する国民への普及活動に対する施策の検討を行う。

文化財に携わる人材の確保と資質の向上については、引き続き、専門家に対する文化財の保存、活用に関する研修を行うとともに、都道府県及び市区町村の文化財行政に携わる者を対象に職務遂行に必要な基礎的事項及び実務上の課題に関する講習会を行う。その際、研修内容などの定着についてのアンケートの実施などについて検討を行う。

予算、機構定員等への考え方

平成19年2月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)」を踏まえ、引き続き、文化財の保護継承・活用のための基盤を整備する。

5. 主な政策手段

政策手段の名称 [18年度予算額(百万円)]	政策手段の概要	18年度の実績	20年度予算要求への考え方
指定文化財(美術工芸品)企画展示セミナー [2百万円]	指定文化財(美術工芸品)の公開可能な博物館、美術館、資料館、文書館等(公開承認施設)の学芸員等に対し、文化財の公開に関わる様々な専門知識と技能の研修を行う	平成18年度は、52名の参加があり、文化財の公開に関わる様々な専門的知識と技能の研修を行い、各館の学芸員等の資質の向上に貢献した。	継続
美術館等運営研究協議会(18年度より「美術館・歴史博物館学芸員専門研修会」を名称変更) [0.4百万円]	公私立の美術館・歴史博物館の学芸員や学芸業務を担当する専門職員等を対象に、学芸業務に関する専門的知識・技能の向上を図る研修を行う。	平成18年度は、173名の参加があり、美術館・歴史博物館の学芸員等に対し学芸業務に対する専門的知識・技能の向上を図る研修を行い、美術館・歴史博物館の活動の充実に貢献した。	継続
伝統的建造物群保護行政研修会 [-]	伝統的建造物群の保護行政に携わる地方公共団体の職員等を対象に、職務遂行に必要な専門的知識に関する研修を行う。	平成18年度は、111名の参加があり、文化財保護行政に必要な専門的知識の研修を行い、文化財行政に携わる者としての資質の向上に貢献した。	継続
文化財行政講座 [-]	都道府県等において文化財行政に携わる者を対象に、職務遂行に必要な基礎的事項及び実務上の課題に関する講習会を実施する。	平成18年度は90名の参加があり、文化財行政に必要な知識の研修を行い、文化財行政に携わる者としての資質の向上に貢献した。	継続